

令和4年村上市議会第4回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和4年12月6日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第 2号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 第 5 請願第 3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書
- 第 6 議第130号 村上市個人情報保護法施行条例制定について
議第131号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議第132号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第134号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第135号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議第137号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第138号 村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定について
議第139号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議第141号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について
議第142号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第143号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 9 議第145号 市道路線の認定について
議第146号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

- 議第147号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 議第148号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 議第149号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について
- 議第150号 5t級除雪ローダ購入契約の締結について
- 議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第10 議第154号 令和4年度村上市一般会計補正予算(第11号)
- 第11 議第155号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第156号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第5号)
- 議第157号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第158号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第159号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第160号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第161号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第162号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算(第3号)

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願第 2号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 日程第 5 請願第 3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書
- 日程第 6 議第130号 村上市個人情報保護法施行条例制定について
- 議第131号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第132号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第134号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第135号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議第 1 3 6 号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第 1 3 7 号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 3 8 号 村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 3 9 号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 0 号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 1 4 1 号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 2 号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 3 号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 4 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第 1 4 5 号 市道路線の認定について
- 議第 1 4 6 号 1 1 t 級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 議第 1 4 7 号 1 1 t 級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 議第 1 4 8 号 8 t 級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 議第 1 4 9 号 8 t 級除雪ローダ購入契約の締結について
- 議第 1 5 0 号 5 t 級除雪ローダ購入契約の締結について
- 議第 1 5 1 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 5 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第 1 5 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 議第 1 5 4 号 令和 4 年度村上市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 1 1 議第 1 5 5 号 令和 4 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 5 6 号 令和 4 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 5 号）
- 議第 1 5 7 号 令和 4 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 5 8 号 令和 4 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 5 9 号 令和 4 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 6 0 号 令和 4 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 6 1 号 令和 4 年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議第 1 6 2 号 令和 4 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○出席議員（20名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（1名）

16番	川崎健二君
-----	-------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
財政課長	長谷部俊一君
企画戦略課長	大滝敏文君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	板垣敏幸君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	押切和美君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	小川良和君
地域経済振興課長	田中章穂君
観光課長	永田満君

建設課長	須	貝	民	雄	君
都市計画課長	大	西		敏	君
上下水道課長	稻	垣	秀	和	君
会計管理者	菅	原		明	君
農業委員会 事務局 会長	八	藤	後	茂	樹
選挙・監査 事務局 局長	木	村	俊	彦	君
消防長	田	中	一	栄	君
学校教育課長	渡	辺	律	子	君
生涯学習課長	平	山	祐	子	君
荒川支所長	平	田	智	枝	子
神林支所長	加	藤	誠	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	大	滝		寿	君

○事務局職員出席者

事務局 長	内	山	治	夫
事務局 次長	鈴	木		涉
書 記	中	山		航

午前10時00分 開会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名です。欠席の者1名で、川崎健二君からは入院加療のため欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから令和4年第4回定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、河村幸雄君、13番、鈴木いせ子さんを指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月29日、議会運営委員会を開き、ご協議をいただいた結果、本定例会の会期はお手元に配付の会期及び日程案のとおり、本日から18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月23日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私から今定例会からの議会運営の変更点についてお知らせをいたします。このたび議事運営の効率化の観点から、その見直しについて議会運営委員会にご協議をいただきました。その結果、今定例会から市長招集のご挨拶と定例会の会期決定及び議案の取扱いに関する議会運営委員長報告については求めないことといたしました。また、請願の本会議における取扱いについて、請願の紹介議員の補足説明については、上程の都度求めず、紹介議員が補足説明を希望する場合は、事前通告により補足説明を可能といたしましたので、ご承知おきください。

次に、理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、職員に対する懲戒処分についてご報告いたします。このたび、本市の消防職員による職

場内でのパワーハラスメント事案が発生をいたしました。事案の概要といたしましては、職員が部下の休暇取得に対して行った言動が業務上必要な範囲を超え、通常の指導を大きく逸脱したものであったため、部下に対して精神的苦痛を与え、職員同士の信頼関係並びに職場環境を損なうこととなったものであります。また、当該職員が謝罪のため許可なく職場を離脱し、公務に支障を生じさせたことを含め、今回の処分に至ったものであります。ハラスメントを行った職員に対しましては11月29日付で減給10分の1、2か月の懲戒処分とし、その上司につきましても管理監督責任を問い、分署長を戒告、消防署長を嚴重注意としたところであります。

業務上の指導はあらゆる職場において必要なことではあります。行き過ぎればパワーハラスメントとなる側面もあり、状況に応じて適切な判断が求められます。これまでもハラスメントの防止については、職員研修、日常的なガイドラインの周知、相談窓口の設置等、ハラスメント防止対策を講じてきたところではあります。このたびの事案の発生を踏まえ、市の全ての部局・署でのハラスメント防止について、改めて徹底してまいります。

次に、8月3日から大雨による災害への対応についてご報告いたします。土砂流出により避難指示区域となっておりました貝附・荒島地区の一部、4世帯につきまして応急復旧工事が終了したことから、新潟大学災害・復興科学研究所の現地調査の結果を踏まえて、11月18日に避難指示を解除いたしました。これにより、現在避難指示の対象となっている区域は、梨木地区の一部及び小岩内地区の37世帯となります。今後も復旧工事の進捗により、安全性が確認された区域から避難指示を解除できるよう進めてまいりますので、被災された皆様におかれましてはご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、被害を受けた河川や道路、農道や林道を含めた農地や林地などの災害復旧事業につきましては、現在、新潟県及び他の自治体の職員の派遣をいただきながら急ピッチで進めているところであり、今年度中に800件を超える工事の発注を予定しております。これから降雪期を迎える中で、管内の事業者の皆様にも総力を挙げた対応をお願いしなければならない状況ではありますが、一刻も早い復興に向けて、何とぞご協力いただけますようお願い申し上げます。

このたびの災害では、市民の皆様一人一人の防災意識の向上が被害を最小限にとどめることにつながるという教訓を得ることができました。このことを多くの皆様と共有し、災害時における自助、共助の重要性を確認していただくことを目的として、12月24日に災害復興・防災シンポジウムを開催することといたしました。シンポジウムでは、8月の豪雨災害を振り返るパネルディスカッションのほか、新潟大学危機管理本部危機管理センター教授の田村圭子氏を迎えての講演を予定しております。また、このたびの8月の豪雨災害では、多くの皆様からご支援を頂戴いたしました。この機会に、ご支援をいただいた皆様方に対して感謝の意を表すことといたしております。当日は多くの皆様にご参加いただき、それぞれの防災意識の向上はもちろんでありますが、復興に向けた決意を市民の皆様と共に確認させていただきたいと考えているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。11月に入り、全国的に感染者数が増加傾向となり、第8波に入ったとの声も聞かれております。国では秋以降の再拡大に備え、医療負担が高まった場合に想定される対応を取りまとめ、病床使用率に応じた4段階のレベル分類を決定いたしました。その中で、医療負担増大期には都道府県が医療逼迫防止対策強化宣言を発出し、住民や事業者に対する要請や呼びかけを行うことを可能としたところであります。本市を含め、新潟県内においても感染者数は増加傾向であり、病床使用率も上昇してきている状況ではあります。現時点での宣言の発出までには至っておりません。

12月2日、県は新たな対策レベルを設定し、現在の感染状況を感染拡大初期に当たるレベル2と位置づけたところであります。また、これに伴い、高齢者など重症化リスクの高い方やそれらの方と接触する機会のある方に対して感染対策の徹底を呼びかけております。本市におきましても感染状況が県内と同様であることから、県に合わせた対策レベルの設定とし、防災行政無線のほか、ホームページ、メールマガジンで市民の皆様へ感染対策の徹底を呼びかけたところであります。軽症者が多いオミクロン株の感染においては、一人一人が日常的な感染対策を徹底し、自ら検査を行い、陽性者登録・フォローアップセンターを活用して、健康観察を受けられる体制を定着させることで、高リスクの方々に対する医療提供体制を確保していくことが求められております。加えて、ワクチンの接種は新型コロナウイルス感染症に対抗する上において大きな力を発揮してきました。より多くの方に接種いただき、各世代でのワクチン接種率を向上させていくことが重要となります。

本市における新型コロナワクチン接種の状況についてであります。市内の生後6か月以上4歳以下の乳幼児、1,220人を対象とした接種を今月開始したところであります。乳幼児の接種は、3回接種を1セットとして行い、1回目と2回目の接種間隔は3週間、2回目と3回目は8週間置いて実施をいたします。日程は、1回目は12月4日から12月22日までの間に計8回、2回目は12月25日から8回、3回目は2月19日から8回を予定しております。接種券につきましては11月24日から発送しており、1回目の接種が12月22日までとなっておりますので、接種を希望される方は早めのご検討をお願いいたします。また、12歳以上の方を対象としたオミクロン株対応2価ワクチンの接種につきましては、10月16日から接種を開始しており、12月4日現在の予約率は55.2%、接種率は37%であります。こうした状況を踏まえ、12月は平日の集団接種を実施しているところであります。現状受付時間を午後7時まで延長したこともあり、中学生や高校生をはじめ、現役世代の方から多く利用いただいておりますが、早い時間帯の予約は少ない状況で、予約枠に余裕がある状況となっております。平日の集団接種会場につきましては予約なしでも接種可能でありますので、ぜひ積極的にワクチン接種をご検討いただきたいと思いますと考えているところであります。年末年始を控え、季節性インフルエンザとの同時流行を含め、注意が必要な季節となります。市民の皆様にはいま一度感染対策の徹底をお願い申し上げます。

次に、日本スケートボード選手権大会についてご報告いたします。11月24日から27日までの期間

で本市のスケートパークにおいて開催された第5回マイナビ日本スケートボード選手権大会におきまして、本市の菅原芽依選手、菅原琉衣選手の姉妹が快挙を達成をいたしました。パーク女子の種目において姉妹で決勝に進出すると、互いに高得点をマークし合う展開となり、姉の芽依選手が準優勝、妹の琉衣選手は第3位と、姉妹で表彰台に立つすばらしい結果となりました。本大会はパリ2024夏季オリンピック競技大会に向けた2023年強化指定選手と、来年開催されるアジア競技大会派遣選手の選考を兼ねた重要な大会であり、このたびの結果により、姉妹で来年度の強化指定選手に選ばれ、姉の芽依選手は第19回アジア競技大会の出場枠を獲得いたしました。また、今後は、既にナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受けている本市のスケートパークにおいて、中央競技団体の強化戦略プランに基づく集中的・継続的なトレーニング、強化活動を行っていくこととなります。本市といたしましても、2年後のパリオリンピックに向けて期待に胸を膨らませており、選手たちに効果的なトレーニング環境を提供してまいりたいと考えているところであります。

また、11月26日には、全国の公設スケートパークを有する16自治体で構成する全国スケートボード施設連絡協議会設立総会を日本選手権大会に合わせて開催をいたしました。協議会役員には、発起自治体である村上市長の私が会長に、副会長には同じく発起自治体の南魚沼市長、富山県富山市長がそれぞれ就任をいたしました。協議会の顧問には、スケートボード競技を応援する議員の会の役員である衆議院議員7名の先生方をご委嘱させていただきました。この協議会を通して、施設の課題解決やスケートボードの普及・推進のため、各自治体と連携し、スケートボードの発展、生涯スポーツの推進と地域振興に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、令和4年第3回定例会でご報告申し上げた以後の各報告事項につきましては、配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災が2件であります。

寄附のお申出につきましては配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和4年8月から10月の間に7,200件、1億1,302万4,750円の申込みを受けることができました。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号については、会議規則の規定により、請願文書表のとおり経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願第3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出
することを求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 皆さん、おはようございます。議員番号1番、無党派の上村正朗です。請願第3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書について、若干の補足説明をさせていただきます。

現在、来年10月からのインボイス制度導入に向けた準備が進んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の下、中小事業者においては苦しい経営が続いており、全国中小企業団体中央会や日本商工会議所、中小企業家同友会全国協議会などの経済関係団体からインボイス制度に対し、導入の延期や中止、凍結などの要望が出されています。その中の一例として、全国4,200の組織と109万人の会員を擁する一般社団法人全国青色申告会総連合の要望を紹介させていただきます。

令和5年度税制改正要望意見。令和4年6月24日付の要望意見です。適格請求書保存方式（インボイス制度）の廃止または凍結。令和5年10月1日より導入が予定されている適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度への移行により、免税事業者が取引から排除されることや小規模事業者の納税に係る事務負担の増加が想定される。消費税課税事業者は、消費税導入以来、請求書等に基づいて取引を課税・非課税・不課税等に区分して記帳することで適正申告を担保してきた。軽減税率の場合でも適用税率等が記載された現行の区分記載請求書等により、引き続き適正申告を行うことができる。インボイス制度は廃止または凍結し、令和5年10月以後も現行の区分記載請求書等保存方式を堅持することを要望する。

以上、一般社団法人全国青色申告会総連合の要望をご紹介させていただきました。

最後になりますが、本請願に対し、村上市議会議員各位のご理解とご賛同を賜りますことをお願い申し上げます。私からの補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） それでは、紹介議員のほうに若干質問させていただきます。

今ほど議員のほうから青色申告会の件をご紹介いただきましたけれども、青色申告会ではいわゆる凍結ですよね。中止を求めているわけなのですけれども、今回の請願に限っては、実施の延期または中止ということなのだけれども、紹介議員としてこの制度を実施延期して、将来的にするのか、それともあくまでも中止、凍結という格好で考えておられるのか、その1点お伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。

例えば日本商工会議所なんかでも、いろんな見直しを進めていっていただきたいと。見直しがきちんとうまくいったらそのまま実施、うまくいかない場合は中止、そういう2段階の要望を出している経済団体もごさいます。私が理解するには、まず今の新型コロナウイルスの影響、それから物価高騰の影響で、今のやはり経済状況ではちょっと来年の10月からというのは準備も間に合わない、それから新たな課税が大体2,500億円ぐらい出るという見積りもありますので、今の経済状況の中では延期をして、そこできちんといろんな対応、納税額に対する軽減だとか、事務手続に対する軽減策とか、いろいろ考えていただいて、その結果、中止ということもあり得るということで、今の時点では延期、その間にいろいろ検討していただいて、結果によっては中止もあるのかなというふうに私は趣旨を捉えてごさいます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） よく分かりました。私も、この請願が実施延期であれば、基本的には賛成です。東京辺りでも10月から登録して、まだ20%ぐらいしか登録していないということでもあります。私の会社なんかでも、今までは免税業者だったのですけれども、登録しました。この消費税の問題に関しては、今まで小規模事業者、いわゆる免税業者に関しては、いわゆる1,000万円以下の事業者は免税事業者でいいですよということだったのだけれども、税の観点からいけば、やはり平等・公正でなければならないというふうに私は思っています。このインボイス制度の事業者間の取引は、仕入れと出る部分での相殺で、出た分に関してを納税してくださいということなのだけれども、一般消費者に対して、今現在、免税事業者が払う分に関しては、それは除きますよという制度なので、それでも課税事業者から見ると優遇されているかなというふうに私は考えているのです。

この制度の在り方が問題だというのは私も思うのだけれども、やはりこうやって実施の延期と中止というのを両方一緒くたにして出されると、やっぱりこれから審査する中でも戸惑う議員がいるのではないかなと思って質問させていただいたのだけれども、その辺もう一度、紹介議員のほうから補足あればお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 特に補足ありませんけれども、今の経済状況ではやはり延期をしながら、いろんな負担策、できるだけ軽減する、なくする方向で検討する。その結果を見て、それでもやはり

負担がなかなか軽減できない、それを受け止めることがなかなか難しいという判断があれば、中止ということも考えられるのではないかなど。２段構えで考えて、私は理解しております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第３号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第６ 議第１３０号 村上市個人情報保護法施行条例制定について

議第１３１号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議第１３２号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について

議第１３３号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例制定について

議第１３４号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第１３５号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

議第１３６号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第６、議第130号から議第136号までの7議案を一括して議題といたしま
す。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第130号から議第136号までの7議案につ
きまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第130号は村上市個人情報保護法施行条例制定についてであります。デジタル社会の進
展に伴い、今後個人情報データの利活用が活発化していくことを踏まえ、国では個人情報の適正
な取扱いに万全を期すため、個人情報保護制度の見直しを行ったところであり、改正後の個人情報
保護法が令和5年4月1日に施行されます。これにより、これまで地方公共団体ごとに条例で定め
られていた個人情報等の取扱いについて、改正後は国の個人情報保護委員会が一元的に監視・監督

する体制となります。本案は、この制度改正に伴い、これまでの条例を廃止し、改正法により地方公共団体の条例で定めることが必要となる事項を規定するものであります。

次に、議第131号は村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行されたことを受け、市の選挙公営における選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額について改正を行うものであります。

次に、議第132号は村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第130号でご説明申し上げました個人情報保護制度の見直しに伴い、廃止する個人情報保護条例を引用している条例の該当箇所の改正等、必要な改正を行うものであります。改正が必要となる条例は、村上市情報公開条例、村上市情報公開・個人情報保護審査会条例、村上市情報公開・個人情報保護審議会条例、村上市養護老人ホームやまゆり荘条例、村上市営住宅条例の5件であります。

次に、議第133号は村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。人事院は、8月8日に国会及び内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告いたしました。勧告は、本年4月分の給与について国家公務員給与が民間給与を0.23%下回ったため、初任給及び若年層の月例給を引き上げるとともに、特別給についても国家公務員の年間平均支給月数が民間事業所の支給割合を0.11月分下回っていることから、0.10月分引き上げることとする内容であります。また、新潟県人事委員会におきましても、10月14日に人事院勧告に準じた内容で勧告をいたしております。人事委員会を置いていない市町村については、都道府県の人事委員会の勧告内容を参考に適切に改定するよう指導がなされているところであり、本市におきましてはこれまで新潟県人事委員会の勧告に準拠して給与改定等を行っておりますので、今回につきましても人事院勧告に基づいた県の改定内容に倣い、市議会議員に係る条例の改正を提案させていただくものであります。

改正の内容につきましては、市議会議員に支給される期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、令和4年12月期の期末手当について、現行1.625月を1.675月に、令和5年度以降は6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.65月にするものであります。

次に、議第134号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、市議会議員と同様に、新潟県人事委員会の勧告に基づいた県の改定に倣い、条例の改正を提案させていただくものであります。

改正の内容につきましては、市長、副市長及び教育長に支給される期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、令和4年12月期の期末手当について、現行の1.625月を1.675月に、令和5年度以降は6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.65月にするものであります。

次に、議第135号は村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありま

す。本案につきましては、新潟県人事委員会の勧告に準拠し、職員に係る給与改定につきましてご提案するものであります。

給与改定の内容につきましては、職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数を改定しようとするものであります。給料につきましては、行政職及び消防職の給料表で初任給を含む若年層に重点を置いた引上げ改定を行うとともに、初任給を事務職上級で3,000円、事務職初級で4,000円引き上げるものであります。なお、行政職給料表の平均改定率は0.3%であります。

勤勉手当に関しましては支給月数を0.1月引き上げ、令和4年12月期の勤勉手当支給月数について、現行0.925月を1.025月に、令和5年度以降は6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.975月にするものであります。また、再任用職員の勤勉手当につきましても支給月数を0.05月引き上げ、令和4年12月期の勤勉手当支給月数について現行の0.45月を0.5月に、令和5年度以降は6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.475月にするものであります。

最後に、議第136号は村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、新潟県人事委員会の勧告に準拠してなされる職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与改定を提案するものであります。

改正の内容につきましては、職員全体の均衡を図る観点から、会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給月数を引き上げるもので、給料月額に関しましては職員の行政職給料表の改定に準じて改定を行い、期末手当に関しましては0.05月引き上げ、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ現行0.675月を0.7月に改定し、令和5年度から適用するものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第130号から議第136号までの7議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7 議第137号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定について

議第138号 村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定について

議第139号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第137号から議第140号までの4議案を一括して議題といたします。

す。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第137号から議第140号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第137号は村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、指定管理者制度を運用する中で顕在化してきた課題に対応するため、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例では申請時の添付書類や候補者の審査基準、選定委員会に諮問する案件などを整理し、指定管理者選定委員会条例では委員会の所掌事務を整理した上で委員の選出区分を条例で明記するほか、委員の守秘義務規定を新設するなど、必要な改正を行うものであります。

次に、議第138号は村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、村上総合病院移転新築事業費補助金に係る市債の元利償還が令和5年度から始まるに当たり、その財源として当該基金に積み立てた資金を充てることのできるようにするため改正を行うものであります。

次に、議第139号は村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。荒川総合体育館に併設されております荒川弓道場につきましては、的場施設の崩落倒壊により使用不能となっていることから施設を廃止し、村上市弓道場で利用調整を図ることとするほか、施設の老朽化が著しい荃太体育館・グラウンド、小俣ふれあいセンター、中継ふれあいセンター、寒川ふれあいセンター、黒川俣ふれあいセンター及び山熊田ふれあいセンターにつきまして、令和5年3月31日をもって廃止することとし、廃止後の対応といたしましては他の体育施設、学校開放施設で利用調整を図ることとしようとするものであります。

最後に、議第140号は、村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和4年3月に策定をいたしました村上市消防団再編計画に基づき、本条例に機能別団員の位置づけを行うとともに、消防団長、副団長、副方面隊長、分団長及び副分団長階級の者に対する年額報酬の額を改めようというものであります。

機能別団員の位置づけにつきましては、消防団員の種類として従来どおり、従事すべき職務の範囲が限定されていない団員を基本団員、従事すべき職務の範囲が限定されている団員を機能別団員と定め、機能別団員の具体的職務は規則において定めることとするものであります。また、従事すべき職務が限定されることから、機能別団員の年額報酬の額を基本団員の半額とするものであります。

消防団員の年額報酬額の一部改正についてであります。団員階級の者に支給する年額報酬につ

きましては、国が定める非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、本年4月にそれまでの年額2万4,400円を年額3万6,500円に改めたところではありますが、同基準では、団員より上位の階級にある者については、業務の負荷や職責等を勘案し、団員階級の者の報酬額と均衡の取れた額となるよう定めるとされているところでもあります。このことから、消防団では団員より上位の階級にある者の年額報酬額について引き続き検討をしてきたところでありまして、このたび消防団において検討結果がまとまったことから改正を行おうというものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、議第140号の村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてお伺いします。

質問する前に、議長にお願いなのですが、この件については国のほうの交付税の関係でちょっと話するのが長くなるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 質問事項を端的に捉えて質問してください。

○17番（木村貞雄君） はい。それでは、消防長にお伺いしますが、そもそもこの消防団の今団長から副分団長までの、この報酬を減額した、そのそもその理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（田中一栄君） 理由でございますが、今ほど市長がおっしゃったとおりでございます、団員の年額報酬が3月議会で条例で議決されました。それに伴いまして、団長よりも上の階級の年額報酬につきましては、市町村において定めとなっております。これを消防団のほうで検討いたしまして出た結果でございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それで、この件は地方交付税に算入されてくるわけですが、地方交付税というのは自由に使えるお金なので、前々からこの件について私も気になっているのですが、前の高市さんが総務大臣のときに、これはどうしても改正しなければならないというようなことで一部載っていたのですが、消防団員の年額報酬については出勤手当にも関係があるので、そういった経費も普通交付税に算入しているわけで、実際に消防団員に渡される報酬や手当の年額は市町村の条例で定めるわけですが、総務省による交付税の算入額よりは低く、少額になっているわけです。ほとんどの全国的にそういう傾向にあるので、それで改正しようという考えがあって、今まで年額の報酬の交付税、さっきも市長から答弁したように、現在3万6,500円になったわけですが、そういった同額以上消防団員に支給している市町村は、全国で28.3%ぐらいのと

ということなのです。出動手当の交付税算入額は1回当たり7,000円。恐らく今回は8,000円となっていると思うのですけれども、それらについても今までは26市町村ぐらいと言われていました。令和4年度からそういうふうに8,000円に引き上げ、団員に直接支給する形に改定する予定になっているわけですけれども、市町村には要するに消防団員のそういったご苦勞に報いる条例の改正と予算措置を切にお願いしたいということで総務省は考えているわけなのですけれども、そういった地方分権の声が高まる中ではありますけれども、要するに命を守るために算定した普通交付税が、全く別の用途になっている現状を改善するために、本来であれば補助金、助成金に変更することの是非は議論しなければならないと、そういうのが課題になっているわけで、今回そのことで減額するということは、今総務省でそういう算出している額を消防団のほうで確認した上での、この決定なのでしょいか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（田中一栄君） 今ほどの件でございますが、当本部といたしましては、普通交付税、それがほかに回っているという、そういった認識はございません。ただ、うちの消防でいいますと、普通地方交付税、あと特別交付税でもまだ足りないという形で認識しております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 答弁がちょっと違うのですけれども。私の言いたいのは、そういった国の総務省のほうで、交付税というのはひっくるめて来るものですから、ただその中で細かくやはり消防団の団員の年額報酬というものを総務省で算入しているのです。ですから、地方の消防団員が苦勞して、しかも災害のときになれば大変苦勞するわけですけれども、そういう命を守るために大切な任務でありますので、総務省でもそういうふうに、国のほうではちゃんと算入額を多くやっているのに、消防団のほうに渡らないから、そういうことを心配しているので、それを今回減額するわけですので、その減額、国のほうから算入してくるその額を調べて、その調べた上で減額したのかと私今聞いているのです。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも本市における消防団の報酬額につきましては、交付税算入額よりも高い状態に設定をさせていただいておりました。今回団員の報酬についての改定、それで基準にのっとった形になるのですけれども、団員以上の高かった報酬額について団員との均衡を図るために、消防団自らにご検討いただきたいということでお願いをいたしました。これ数次にわたってご検討いただいて、今回取りまとめをいただいたということでもあります。今ほど消防長から答弁申し上げましたとおり、ルール分で算入されている交付税、特別交付税、これを上回った形で報酬設定しておりますので、本市といたしましては消防団のそうした自らの身を挺した、市民の命を守るという行動に対して精いっぱいに対応をさせていただきたいという、そういう趣旨でこれまでもこの

報酬の部分についても、また出勤に係る部分についても実態に即した形で改正を既に行っているところでありますので、これから本市と消防団、これは共に防災に当たっての両輪でありますので、引き続き消防団員との連携をしっかりとっていききたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 3問終わりました。

〔「これで終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 1点だけ質問させていただきます。議第139号の体育施設条例の一部を改正する条例制定についてでありますけれども、今回提示されているこの施設に関しては、公共施設マネジメントプログラムの中で上がっていたものだというふうに私は思っているのですけれども、その一環として今回この条例の改正を提案されたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） マネジメントプログラムもそうですし、スポーツ施設の整備計画において、令和4年度、方向性を決定するというような施設になってございましたので、今回、利用団体、また利用者等の意見を聴取しながら、廃止に向けて提案するものでございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） これ市長にお伺いしたいのですけれども、令和4年度中にこの公共施設のマネジメントプログラムの取りまとめを行って、議会のほうにも報告するというところで話進んできたかと思うのですけれども、こういう格好で今回のやつは課長から今答弁聞いて理解しましたけれども、年度中に、これ以外に、こういう四百幾つの中の施設がまた出るのか、それとも一括で年度末までにまとめて、令和5年度以降にやっていくのか、その辺、市長の考え、お伺いしたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今年、令和4年6月に改定をさせていただきました。これ公共施設のマネジメントプログラム、廃止というかなり思い切った部分も含めての検討でありますので、当然利害関係者、ご利用されている方がいらっしゃいますので、基本的には丁寧に説明をしてくれという立ち位置でこれまでも進めてまいりました。その中で様々な議論があるわけでありますので、今回ご提案申し上げたのは、そういった関係者の皆様方との合意が図られたということであります。

今回460のうち、今年度についてもしっかりとこの改定に基づいて取組をしています。改定の中でも検討時期がずれたりとか廃止が前倒しになったり、様々ありますので、そういったところを含めてやっていきます。時期が到来したものから速やかにやっていくということが、行政改革、行財政改革の基本的な考え方だというふうに思っておりますので、都度ご提案をさせていただきます。

全体のものについては、改定のタイミングでまた皆様方にお示しをしていくということで、こう

いう形でやって、年度まとめてどんとやるよということにこだわっているわけではありません。市の行財政運営をしっかりと進めるという立ち位置でこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第137号から議第140号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議第141号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について

議第142号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第143号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第141号から議第144号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第141号から議第144号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第141号は村上市税条例の一部を改正する条例制定についてであります。公益のため直接専用する軽自動車等及び身体障がい者等の方々々が所有もしくは利用する軽自動車等に係る軽自動車税の種別割の減免につきましては、毎年減免申請書を提出していただいておりますが、申請者の負担軽減を図るため、承認通知書の内容に変更がない場合は、当該年度においても減免申請があったものとみなし、申請書の提出を省略することができるよう改正するものであります。

次に、議第142号は村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。市ではコン

ビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を自ら操作して、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードにより住民票等の証明書を取得するコンビニ交付を令和5年2月15日から開始いたします。本案は、これに併せてコンビニ交付による諸証明の交付手数料を減額しようとするものであります。市民の利便性の向上及びマイナンバーカードの普及促進にもつなげようとするものであります。

次に、議第143号は村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証に代えて顔写真付住民基本台帳カードを添えることで交付を受けることができることといたしておりますが、マイナンバーカードを添えることでも交付を受けることができるよう改正するものであります。また、コンビニ交付において印鑑登録証明書を交付できるようにするため、併せて必要な改正を行うものであります。

最後に、議第144号は、令和5年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決を求めるものであります。村上市養護老人ホームやまゆり荘に係る指定管理者の指定につきまして、公募によらず、現在の指定管理者である社会福祉法人阿賀北福祉会に指定しようとするものであり、指定期間は5年間であります。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定についてでちょっとお聞かせください。

養護老人ホームやまゆり荘と阿賀北福祉会で、指定の内容については特に問題ないわけですがけれども、前段として、この養護老人ホームやまゆり荘についても公共施設マネジメントプログラムにおいて、今年度建て替え、規模縮小、廃止など、将来の方向性を今年度検討するというマネジメントプログラムになっておりますので、説明資料を見ると指定管理料の積算内訳も5年間同じような額になっていきますので、何か同規模でずっと維持するというふうに決まったのかなというふうに思うのですが、その辺、将来の方向性というのは決まったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） やまゆり荘につきましては、環境上の理由とか経済的な理由によって自宅で養護を受けることが困難な方が入っているということで、こちらの施設については重要な施設というふうに考えております。公共施設マネジメントプログラムにおきましては、施設の方角性としては検討ということで、今年度方針については決定の予定ではあります。しかし、やまゆり荘につきましては入所者の方もいらっしゃるということで、すぐに今年度内に例えば新しい施設

だとかほかの施設にというのはなかなか困難なことでありますので、この公共施設マネジメントプログラムで検討するように、建物の劣化状況とか入所者の今後の見込みの数なども含めて、建て替え、また譲渡、縮小とか、ほか施設の利用とかというふうに、あらゆる面から検討していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） そうすると、将来の方向性についての具体的には決まっていなくても、入所者がいるわけなので、今から指定しておかないと間に合わないの指定するというふうに理解しましたがけれども、そうすると年度内にその辺、定員を減らすとか、建て替えるとか、どこかに委託するとか、年内のいつ頃までにその辺は明らかにする予定でございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） 一応年度内ということで、3月、年度内には決定したいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 養護老人ホーム、地域のセーフティーネットとして非常に大事な施設だというのは十分理解しておりますので、そういう機能にふさわしく、ぜひ方向性を検討して、具体化していただきたいと思えます。答弁は要りません。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第141号から議第144号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第9 議第145号 市道路線の認定について

議第146号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第147号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第148号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について

議第149号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について

議第150号 5t級除雪ローダ購入契約の締結について

議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第145号から議第153号までの9議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第145号から議第153号までの9議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第145号は市道路線の認定についてであります。本案は、現在一般県道岩船町停車場岩船線となっている八日市地内から岩船上町地内までの区間について、本市に移管されることで県との協議が済んでおり、このたびその準備が整ったことから新たに認定しようとするものであります。

次に、議第146号から議第150号までの5議案につきましては、除雪機械の購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決を求めるものであります。除雪機械につきましては、契約から納入までに長期間を要する状況であることから、債務負担行為に基づき契約を締結するものであります。購入する除雪機械につきましては、老朽化に伴う更新及び既存リース車両のリース期間満了に伴い購入するものであり、入札に当たりましては令和4年11月2日に指名競争入札を執行し、それぞれ落札者と仮契約を締結をいたしております。

議第146号につきましては、11トン級除雪ドーザ1台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と1,913万9,640円で仮契約を締結したものであります。

議第147号につきましても、11トン級除雪ドーザ1台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と1,858万9,640円で仮契約を締結したものであります。

議第148号につきましては、8トン級除雪ドーザ3台の購入であり、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと4,075万1,181円で仮契約を締結したものであります。

議第149号につきましては、8トン級除雪ローダ2台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と2,287万9,280円で仮契約を締結したものであります。

議第150号につきましては、5トン級除雪ローダ6台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と4,949万7,840円で仮契約を締結したものであります。

最後に、議第151号から議第153号までの3議案につきましては、令和5年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について議会のご議決を求めるものであります。指定につきましてはいずれも公募によらず指定しようとするものであり、議第151号では村上市コミュニティデイホームから用途変更を行った村上市町屋造観光案内所について、新たに村上市観光協会へ5年間の指定管理期間で指定しようとするものであります。

議第152号では、みどりの里ほか7施設について、現在の指定管理者である株式会社まほろばに指定しようとするものであり、指定管理期間につきましては令和9年度に道の駅朝日のリニューアルが予定されていることから4年間とするものであります。

議第153号では、山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」を現在の指定管理者であるさんぼく体験交流

企業組合に指定しようするものであります。指定管理期間につきましては、指定管理者選定委員会の答申に示された附帯意見の趣旨を尊重して1年間とし、指定を行うとするものであります。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第145号から議第153号までの9議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10 議第154号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第11号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第154号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第154号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第154号は、令和4年度村上市一般会計補正予算（第11号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億200万円を追加し、予算の規模を508億240万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第10款地方特例交付金では減収補填特例交付金などで1,347万8,000円を、第11款地方交付税では普通交付税で2億1,495万7,000円をそれぞれ追加し、第15款国庫支出金では土木費国庫補助金の減などにより1,338万2,000円を減額しております。第16款県支出金では農林水産業総合振興事業費補助金などで5,993万5,000円を、第17款財産収入では不用物品売払収入で410万4,000円を、第18款寄附金ではふるさと納税寄附金などで1億3,906万4,000円を追加するほか、第19款繰入金では財政調整基金繰入金などで3億3,450万円を、第20款繰越金では前年度繰越金で1億981万円を、第21款諸収入では奨学金貸付金収入などで1,713万4,000円をそれぞれ追加をいたしております。第22款市債では、臨時財政対策債の減などにより7,760万円を減額しようとするものであります。

歳出におきましては、各款にわたり人事異動等に伴う職員人件費の調整及び電気料等価格高騰による光熱水費や指定管理料の追加を行ったほか、第1款議会費では議員報酬などで503万2,000円を

減額し、第2款総務費では一般管理経費などで1,928万3,000円を、第3款民生費では障害者自立支援経費などで6,426万円を、第4款衛生費では簡易水道事業会計繰出金などで3,342万8,000円をそれぞれ追加するほか、第6款農林水産業費では農業振興経費などで5,246万円を、第7款商工費ではふるさと納税経費などで1億2,176万7,000円を、第8款土木費では除雪対策経費などで4億7,280万7,000円をそれぞれ追加いたしております。第9款消防費では消防団員報酬の減などで1,628万5,000円を、第10款教育費では教育委員会事務局経費の減などで258万2,000円をそれぞれ減額するほか、第13款諸支出金ではふるさと応援基金6,180万円を追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、せなみ巡回バス購入費及び車両用充電設備設置工事費ほか6件の追加を、第3条、地方債の補正は、道路橋りょう債及び臨時財政対策債の限度額を変更しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りいたします。

この際、ただいま議題となっております議第154号 令和4年度村上市一般会計補正予算(第11号)の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思っております。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてお諮りをいたします。議第154号 令和4年度村上市一般会計補正予算(第11号)の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第154号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

-
- 日程第11 議第155号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
議第156号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第5号）
議第157号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第158号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第159号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第160号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）
議第161号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第4号）
議第162号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第155号から議第162号までの8議案は、令和4年度各特別会計及び事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第155号から議第162号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第155号は令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ150万円を追加し、予算の規模を3億2,740万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金806万8,000円を減額し、第4款繰越金では前年度繰越金852万円を、第5款諸収入では消費税還付金104万8,000円をそれぞれ追加をいたしております。

歳出におきましては、第1款総務費で朝日地区施設維持管理経費などで154万9,000円を追加し、第3款予備費で4万9,000円を減額しようとするものであります。

次に、議第156号は令和4年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万円を追加し、予算の規模を1億1,610万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰入金で一般会計繰入金130万円を、歳出におきましては第1款総務費で葡萄スキー場運営経費130万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第157号は令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万円を追加し、予算の規模を54億9,140万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款県支出金で保険給付費等交付金487万9,000円を、第7款繰入金では一般会計繰入金12万2,000円をそれぞれ減額し、第8款繰越金ではその他繰越金1,100万1,000円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費444万2,000円を、第4款保健事業費では保健事業経費487万9,000円をそれぞれ減額し、第7款諸支出金では保険給付費等交付金償還金などで1,536万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第158号は令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ190万円を追加し、予算の規模を8億460万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金184万6,000円を、第4款繰越金で前年度繰越金5万4,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費2万1,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で182万5,000円を、第6款予備費で5万4,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第159号は令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億30万円を減額し、予算の規模を87億8,310万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第4款国庫支出金で介護給付費負担金などで2,821万2,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金2,700万円を減額するほか、第6款県支出金では介護給付費県負担金などで1,310万7,000円を、第8款繰入金では介護保険給付等準備基金繰入金などで3,198万1,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費280万7,000円を追加し、第2款保険給

付費では施設介護サービス給付費で1億円を、第3款地域支援事業費では総合相談事業職員人件費などで314万8,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、議第160号は令和4年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入では、消火栓の移設等に係る受託工事収入として893万6,000円を追加し、一般会計からの繰入金である他会計補助金では、令和4年8月3日からの大雨による応急給水活動費用のほか、職員人件費の調整により748万円を追加し、総額を11億9,468万円にしようとするものであります。支出では、営業費用といたしまして上水道施設における高圧電力の契約変更の影響等により動力費を追加するほか、修繕費の不足分、消火栓移設等工事請負費など9,061万4,000円を追加し、営業外費用といたしましては応急給水派遣都市における給水活動費用として270万円を追加し、総額を11億8,663万2,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、収入では一般会計からの繰入金である出資金を42万円減額し、総額を8億9,881万2,000円とし、支出では職員人件費の調整により7万5,000円を減額し、総額を15億7,839万4,000円にしようとするものであります。なお、不足する額6億7,958万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

次に、議第161号は令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入では、一般会計からの繰入金である他会計補助金として1,345万4,000円を追加し、総額を3億6,607万2,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用といたしまして、簡易水道施設における高圧電力の契約変更の影響等により動力費等の不足分を追加するほか、職員人件費の調整により、合計で1,155万4,000円を追加し、営業外費用といたしましては、応急給水派遣都市における給水活動費用として190万円を追加し、総額を3億6,607万2,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、一般会計からの繰入金である出資金を44万6,000円追加し、総額を4億8,179万8,000円とし、支出では、職員人件費の調整により44万6,000円を追加し、総額を6億6,101万円にしようとするものであります。なお、不足する額1億7,921万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

最後に、議第162号は令和4年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入では、一般会計からの繰入金である他会計補助金について資本的支出から財源更正を行い、5,290万1,000円を追加し、総額を39億6,590万1,000円にしようとするものであります。支出では、電気料金の高騰により下水道処理施設における動力費を追加するほか、職員人件費の調整などにより5,290万1,000円を追加し、総額を39億6,590万1,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出において、収入では、一般会計からの繰入金である出資金の財源更正を行い、総額を42億4,406万8,000円とし、支出では、職員人件費の調整により148万1,000円を追加し、総額

を57億535万2,000円にしようとするものであります。なお、不足する額14億6,128万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第155号から議第162号までの8議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、12月8日は本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時44分　散　会